

## 代金の確定に関する特約条項（中途見直し条項付支払限度）

甲及び乙は、代金の確定に関し次の特約条項を定める。

（契約金額）

**第 1 条** この契約に定める契約金額は、概算金額とし、計算基準（費目及び条件）は、別紙のとおりとする。

（契約金額の変更）

**第 2 条** 前条に定める概算金額の変更は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに行うことを目途に甲乙協議の上、代金の限度額もしくは確定（以下「限度額等」という。）に変更する。

2 代金の限度額に変更した場合は、前項に定める当該金額をもって、乙に支払われる代金の限度額とする。

3 代金の確定に変更した場合は、本特約条項の第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条の規定については、適用しないものとする。

（変更見積書の提出）

**第 3 条** 乙は、第 1 条に定める計算基準を基にして、限度額等を設定するための変更見積書を作成し、前条に定める目途日の 1 か月前までに、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の変更見積書を検討の結果、契約金額の変更を要すると認めるときは第 1 条の規定にかかわらず甲乙協議の上、所要の措置をとるものとする。

3 甲は、乙が第 1 項に定める期限までに変更見積書を提出しなかったときは、甲の査定するところにより前条の限度額等を設定することができる。

（代金の確定）

**第 4 条** 代金の確定は、計算基準及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算し、甲乙協議して、第 2 条第 2 項に定める代金の限度額の範囲内で確定するものとする。

2 前項の確定は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までに行うことを目途とする。

3 代金の確定について、甲乙協議が整わない場合は、甲が適当と認めた額をもって確定することができる。

（費用の報告）

**第 5 条** 乙は、この契約の履行のため発生した費用の実際額及び見込額について、前条第 2 項に定める目途日の 2 か月前までに、発生・見込額報告書（別紙様式第 1）を作成し、甲に提出するものとする。

（確定見積書の提出）

**第 6 条** 乙は、第 4 条第 2 項に定める目途日の 1 か月前までに、代金を確定するため実際原価計算書又は実際価格計算書を添付した確定見積書（別紙様式第 2）を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、乙が前項に定める期限までに確定見積書の提出をしなかったときは、甲の査定するところにより代金を確定することができる。

（適用経費率）

**第 7 条** 代金を確定するための経費率は、代金確定時までに設定した、甲の認める最新の経費率を適用する

（計算規則の確認等）

**第 8 条** 乙は、契約締結後速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。ただし、既に甲の確認を受けている場合はこの限りでない。

2 乙は、契約締結時の計算規則を変更しようとする場合は、理由を付して甲に申請し、その確認又は承認を受けなければならない。

（原価の確認）

**第 9 条** 甲は、当該契約で発生した原価の確認を行う。

2 甲は、必要に応じ原価の確認を行うため、乙（下請負者を含む。）の管理する営業所・工場等の場所に立ち入ることができる。

3 甲は、第 1 項に定める原価の確認を行うに当たり、乙の協力が得られないときは、確認の対象とした原価を乙の計算にかかわらず査定することができる。

(原価監査の実施項目)

**第 10 条** 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書又は実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査を実施する原価計算課員がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

**第 11 条** 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。））、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
- (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
- (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
- (4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査

**2** 甲は、前項の監査の一環として、原価監査の実施期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。

**3** 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

**第 12 条** 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

**2** 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙が使用する実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除いて算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

## 計算基準

条件区分 費目区分	条件
直接材料費	
加工費	
直接経費	
総利益	
ロイヤリティ	
梱包輸送費	

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第4補給処調達部長

殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者

発生・見込額報告書の提出について

標記について、下記契約に係る費用の発生額が、契約金額より 円  
減額になると予想されますので特約条項に基づき別紙のとおり報告します。

記

- 1 統 制 番 号 :
- 2 契約番号(年月日) :
- 3 契 約 品 名 :
- 4 契 約 金 額 :
- 5 納 期 :

【 A 4 縦長に使用 】

別紙

発生・見込額報告書

区分 費目		実際額	見込額	合計
直接材料費				
加工費	金額(円)			
	金額(H)			
直接経費				
製造原価				
総利益				
裸価格				
ロイヤリティ				
梱包輸送費				
計				
税抜き価格				
消費税額及び 地方消費税額				
合計				

【 A 4 縦長に使用 】

分任支出負担行為担当官  
航空自衛隊第4補給処調達部長  
殿

住 所  
会 社 名  
代 表 者

確定見積書の提出について

標記について、下記契約に係る確定見積書を特約条項に基づき別紙のとおり提出します。

記

- 1 統 制 番 号 :
- 2 契約番号 (年月日) :
- 3 契 約 品 名 :
- 4 契 約 金 額 :
- 5 納 期 :

【 A 4 縦長に使用 】

別紙

確定見積書

区分		確定見積額	備考
費目			
直接材料費			
加工費	金額 (円)		
	金額 (H)		
直接経費			
製造原価			
総利益			
裸価格			
ロイヤリティ			
梱包輸送費			
計			
税抜き価格			
消費税額及び 地方消費税額			
合計			

【 A 4 縦長に使用 】